



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 3 日 (金)
号外第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（４）（環境立県推進課）・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県内において多数が使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するものとして規則で定める電気機器等を定める規定中引用するエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

規 則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）<u>第15条第2号</u>に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。）</p> <p>(2) テレビジョン受信機（省エネ法施行令<u>第15条第4号</u>に規定するテレビジョン受信機をいう。）</p> <p>(3) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令<u>第15条第10号</u>に規定する電気冷蔵庫をいう。）</p> <p>(4) 電気便座（省エネ法施行令<u>第15条第16号</u>に規定する電気便座をいう。）</p> <p>(5) ジャー炊飯器（省エネ法施行令<u>第15条第19号</u>に規定するジャー炊飯器をいう。）</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）<u>第21条第2号</u>に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。）</p> <p>(2) テレビジョン受信機（省エネ法施行令<u>第21条第4号</u>に規定するテレビジョン受信機をいう。）</p> <p>(3) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令<u>第21条第10号</u>に規定する電気冷蔵庫をいう。）</p> <p>(4) 電気便座（省エネ法施行令<u>第21条第16号</u>に規定する電気便座をいう。）</p> <p>(5) ジャー炊飯器（省エネ法施行令<u>第21条第19号</u>に規定するジャー炊飯器をいう。）</p> <p>(6)・(7) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日とする。